

## 中世後期クレタの政治指導者層におけるギリシア系家門

——スミユルナ十字軍期（一二三三〇—一二三五〇）を中心に——

高 田 良 太

**【要約】** 第四回十字軍後、ヴェネツィア領となったクレタの首府カンディアでは、ヴェネツィア系の入植者のみを支配者層とみなすイデオロギーが存在したが、一三四〇年代に入ると、市政を構成する家門の中にギリシア系家門が見出される。この状況は、当時の市政が直面していた対外的な危機のもと、入植者との関係を深めていたいくつかのギリシア系家門が市政に参画する経緯があったことを示す。ただし、エスニシテイ間の協力的関係は、両者のアイデンティティの融合には繋がらなかった。ギリシア系家門はギリシア正教徒としての伝統的な生活を守っていたが、入植者との政治的・社会的関係に配慮してカトリック教会との関係も取り結んでいたためである。したがってカンディア市におけるエスニシテイの共存を支えていたのは、マイノリティの側からの個別のかつインフォーマルな形での、法・制度・宗教心性のすりあわせであった。

史林 九二巻六号 二〇〇九年一月

### はじめに

前近代社会、とりわけ中世西洋におけるエスニシテイ（言語・習俗・出自神話・制度・法文化・宗教などを共有することに基づいて、排他的なアイデンティティを形成する集団）のあり方を明らかにしようとする研究は、近代以降の国民国家の核をなすマジヨリテイの祖形にあたる集団の歴史を明らかにすることを目的とする。とりわけ、北西ヨーロッパを中心とした、

ネイション（本稿では広域的支配を確立した政治的共同体を指す用語として使用する）・エスニシティ研究は、中世前期から盛期にかけて、特に政治指導者層のエスニシティの融合が、周辺他者との差異化を強めながら進んでいく過程を鮮明に描きだした<sup>①</sup>。

ただし、以上のようにエスニシティの歴史を、政治指導者層の統合過程に伴う単線化されたプロセスとして図式化できるのは、ローマ・カトリック教会（以下、カトリックと略す）の傘のもとにあつて宗教的アイデンティティが共有されている中世西欧世界においてであり、ここでは法・慣習・言語の差異を乗り越えることは比較的容易だったのではないか。他方、様々な宗教集団の混在した地域においては、当然のことながらネイションとエスニシティの関係史は異なる軌跡を描いた。その一例は、中世のバルカン・東地中海世界において絶対的な存在感を示していたビザンツ帝国である<sup>②</sup>。複数のエスニシティを包含するビザンツの枠組みは一二〇四年の第四回十字軍によって失われるが<sup>③</sup>、その影響は各地で成長したビザンツの後継を自認する国家群、西欧人支配地域、トルコ系のベイリクに及ぶことになった。これらの政体は近隣勢力への対抗上、特定のエスニシティを強調する戦略をとった<sup>④</sup>。しかし、実際にはネイションの内部では、ギリシア人をはじめとする多様なエスニシティの混在する状況が続いており<sup>⑤</sup>、それぞれの政治指導者層をみても、マジョリテイとなったエスニシティのもとへのマイノリティの統合が容易には進まなかった。しかし、多様なエスニシティの統合が進まないという社会的現実に背反する形で、オスマン帝国のヘゲモニーが確立する一五世紀中葉までの二世紀以上の長きにわたつて特定のエスニシティによって政治指導者層を規定する国制の枠組みが存続したことには積極的な評価があたえられてしかるべきである。そして、このような点からバルカン・東地中海世界のネイションとエスニシティの関係をとらえ直すためには、それぞれの政体の内部のエスニシティの動きを詳細に検討する必要がある。

以上の問題を考えるうえで、格好の素材のひとつは、ヴェネツィアが一二〇四年以降に支配を開始した海外領土 *stato da mar*、とりわけその政治・経済上の要であり、東地中海世界を代表する中心都市のひとつになったクレタ島の首府カ

ンディアである。この都市はもともとビザンツ都市であったが、ヴェネツィアの征服に伴っておそらくギリシア人が追放されたのちに、ヴェネツィア人入植者（以下、入植者とする）の居住空間に改造された。これらの入植者に加えて、東地中海世界を様々な理由によって移動するヴェネツィア人の一時滞在者<sup>⑦</sup>も住みつき、一三世紀のカンディアは概ねカトリック的な空間として構成されていた。ところが、一四世紀に入るとギリシア正教会（以下、正教会と略）が都市内に建てられはじめることから、都市内にギリシア人が再び戻ってきたと考えられている。<sup>⑧</sup>このように、一四世紀のカンディアはエスニシティの共生する空間になったわけだが、その共生の形態をめぐっては、中世後期の都市社会を窺うことができる史料が豊富に残されており、家族史・宗教儀礼・法文化など様々な視点からの議論がなされている。<sup>⑨</sup>そのなかでも、研究史上の重要な争点になっているのが本稿において取り上げる、政治指導者層を構成するエスニシティの問題である。

ヴェネツィアの海外領土における支配システムは、海外領土政治史の権威であるF・テイリエの説明によれば、ボスト・ビザンツの他の国家・共同体と同様に単一のエスニシティによって構成されていたものとして理解される。つまり、ヴェネツィアは本国の都市コムローネの枠組みを海外領土に移植し、そのシステムの担い手となった入植者は政治指導者層としてギリシア人やユダヤ人からは法的・制度的に峻別されていた存在であったという。しかし一方では、この図式は政治構造の実態と齟齬を生じているのではないかとする批判もある。例えばP・ヴィドゥリツチ<sup>⑩</sup>は、カンディアの行政・立法機関のひとつである大評議会 *consilium maior* において、議席を保有していることが確認される家門の中に、一〇家門のギリシア系家門（パラストロ、ベコントロ、カリヴァ、ギシ、プラケナ、グレコ、スタデイ、ヴェネタンド、サクリキ、ヤリナ）<sup>⑪</sup>、七家門の外国系家門（アリウブランド、ラグジョもしくはデ・ラグザ、イストリゴ、プロゴニョノ、デ・ブラセンキア、サツソ、ヴァッサロ）、二家門のユダヤ家系（ハブラモ、サロモノ）<sup>⑫</sup>が確認できると主張した。ただし、ヴィドゥリツチ<sup>⑬</sup>は、サツソの見解にはいくつかの点で事実の誤認がみられる。まず、ギシ、グレコ、ハブラモはヴェネツィアの貴族家門に起源をもつ家門である。<sup>⑭</sup>また、ユダヤ系の家門がいるとする根拠も明確ではない。したがって、社会史家のS・マッキーが

主張しているように、七家門のギリシア系家門（カリヴァ、フラバニ、イアリナ、プラケナ、ポルトロニ、サクリキ、スタディ）をはじめとする、非入植者の家門がいくつか含まれていたというのが、より正確なところであろう。<sup>14</sup> これらのギリシア系家門の数は、大評議會を構成する一一四家門のなかで一割に満たないとはいえず、政治指導者層が入植者でありしたがってカトリックと定義されるとするティリエの見解に対して疑問を投げかけるには十分な数字である。<sup>17</sup> マッキーはあわせて、これらのギリシア系家門の出身者の遺言書にしばしばエスニシティの枠組みを超えるような動きが見られること（カトリックと正教会の双方に言及していること）を指摘して、一四世紀のカンディアの社会ではエスニシティ間の混交が進み、両者の差異を乗り越えるような新しいアイデンティティの枠組みが生まれつつあったのだと主張した。<sup>18</sup>

このようにヴェネツィア海外領土の研究史においては、ネイションとエスニシティの関係をめぐる意見の相違がみられる。そこで、本稿ではそれぞれの考え方が立脚している前提や史料について検討して議論を整理することで先行研究の抱える問題を解消し、クレタにおけるネイションとエスニシティの関係のあり方についてのより正しい理解を導きたい。そのため、まずは議論の前提として、先行研究が共通して立脚している政治構造論について、その理解を正しておく必要がある。カンディアの政治構造についての基本的理解となっているティリエの説明によれば、総督をはじめとする執政団体 *regimen* と互選委員会 *sapientis* の協議のもとで、入植者議会 *consilium feudatorium*（定員数不明）のメンバーから、二一五〇―三〇〇名の大評議會議員が一年の任期で一年度に一回選出される。そして、大評議會の中からさらに総勢九〇名の元老院 *consilium rogatorum* 議員がやはり一年の任期で選出される。さらに、元老院議員において互選委員会の委員が選出されて、翌年度の大評議會・元老院の互選を執行する。<sup>20</sup> このような政治システム理解の中では、議員身分認証文書 *proba* が発行される大評議會が、政治指導者層の基盤を形成するものとして重要視される。以上の理解は、社会史研究においても無批判に受容されている。しかし、先行研究が依拠するこのような理解には疑問が生じる。なぜなら、大評議會の構成を示す名簿史料は、一三五六年度から一三六三年度までの八年度分しか残っておらず、またその間も議会の基盤が

安定することはなかったからである。④ 今までのところ、一三五〇年代以外の時代の市政の状況を分析した研究はないが、もし、より長期間にわたって大評議会がイニシアティブを発揮できなかったことが確認できるのであれば、カンディアの政治指導者層には大評議会以外の議会においてのみ活動の実態が確認できる家門も含められるべきであろう。また、入植者議会の制度的理解にも、問題点がある。この議会における議員の任期や参加資格は不明で大評議会の議員が入植者議会から選ばれたことを示す史料の根拠もない。ただし、当議会においてなされた決議の賛成・反対・留保の合計が五〇名から六〇名に上るので、この数字が議席数を反映するものとする、入植者議会の規模は大評議会よりもはるかに小さかった可能性がある。以上のように、ネイションとエスニシティの関係を理解する上で基盤になってきた概説的な制度史は、見直すべきいくつかの問題を孕んでいるのである。

次に、史料の残存する年代をめぐる問題がある。というのも、議会の構造を知る上で第一級の価値をもつ史料として全ての研究が依拠している『諸議会史料集成』⑤であるが、この史料は一三四〇年から一三六三年までの二四年分が残っているにすぎない。同様の問題は、遺言書などの生活史史料についても指摘できる。これはマッキーの研究において、ギリシア系家門と入植者のエスニシティの混交として提示される史料であるが、その残存は一三三〇年代から一三五〇年代までの一四世紀中葉に集中している。マッキーは、こうした史料残存の年代による偏りには全く注意を払わず、一四世紀の社会像を反映するものとして史料から得られる情報を一般化している。したがって、一四世紀中葉に特有の政治的・社会的背景と史料の残存との関連性を考えることによって、テリエの説明の枠組みとマッキーの実証的研究の間になぜ齟齬が生じているのかを理解することができるだろう。

もうひとつ、マッキーの研究が抱える問題点として、ギリシア系家門の家庭空間についての解釈の問題が挙げられる。マッキーは先述の遺言書にみられるエスニシティの枠組みを超えるような特徴から、宗派を超える婚姻によってギリシア系家門が入植者に近接していった結果、その家庭そのものがエスニシティの混交の場となっていたのではないかと説明し

た。この説明は一見して説得的であるが、カトリックと正教会の間の婚姻の事例史における一般的理解との整合性を欠いている。クレタにかぎらず一三・一四世紀の東地中海世界において、外交・政治・経済・生活上の必要性から、宗派を超えた婚姻関係が取り結ばれるようになる。この時、おそらく結婚式は夫方の宗派に合わせたと考えられるが、配偶者となった女性が元の宗派の慣習を守る事例が多く知られている。<sup>29)</sup>したがって宗派を超える婚姻を結ぶことと、配偶者及びその出身家系のアイデンティティが変化することは必ずしもイコールでは結ばれないのである。マツキーの考察ではエスニシティの融合を示す史料のみが取り上げられているが、そこで取り上げられていない、ギリシア系家門の家庭空間をうかがうことのできる史料を含めて考察する。そうすることでマツキーの説明が一面的なものにすぎず、したがってカンディアの事例もまた概説的説明と齟齬をきたすものではないことが明らかにになると考えられる。

以上の問題点を踏まえ、本稿において考察する内容を示しておきたい。まず、エスニシティの問題を考える上で前提となる一四世紀中葉の政治外交情勢や市政の政策決定のプロセスについて、いまいちど議論を尽くす必要がある、この議論のために第一章をあてる。ついで、第二章においては、市政の中でギリシア系家門がどの程度の影響力をもち、またどのような役割を果たしていたのかを示し、さらに第一章の考察をふまえて市政におけるギリシア系家門の活動が一四世紀中葉に市政が直面していた状況とどのように関連していたのかを示す。最後に、第三章において、生活史料が示すエスニシティ間の交流の証拠が、同時代の政治的状况と対応して現れていることを論証して、エスニシティ間の交流が新しいアイデンティティの創出にはつながらなかったことを示す。以上の考察によって、私たちは、カンディアにおけるエスニシティの共生のあり方についての見取り図を得ることができるだろう。

① 江川温「民族意識の発展」朝治啓三・江川温・服部良久編著「西欧中世史(下)——危機と再編——」ミネルヴァ書房、一九九五年、一〇五—一二九頁。

② 根津由喜夫「多民族共生社会としてのビザンツ帝国の研究」平成二年度—平成四年度科学研究費補助金(基盤研究(一般))研究成果報告書、二〇〇三年。

- ③ ジョナサン・フィリップス（野島邦子・中島由華訳）『第四の十字軍——コンスタンティノポリス略奪の真実——』中央公論社、二〇〇七年。
- ④ ニカイア帝国については、D. Angelov, *Imperial Ideology and Political Thought in Byzantium, 1204-1301*, (Cambridge, 2007). シュマンヴァの海外領土については、M. Balard, *La Romanie génoise: XI<sup>e</sup>-début du XII<sup>e</sup> siècle*, (Rome, 1978).
- ⑤ 本稿では、ギリシア人とはギリシア語話者であるギリシア正教徒を指す。ポスト・ビザンツ期のギリシア人、とりわけ商人は広範囲を移動した。A. E. Laiou, "The Greek Merchant of the Paleologan Period: A Collective Portrait," in: *The Proceedings of the Academy of Athens*, (1982) (repr. in: A. E. Laiou, *Gender, Society, and Economic Life in Byzantium*, (London, 1992), chap. no. III (以下、Laiou, *Gender* と略す)。ただし、このようなネットワークは、中世の段階では、地域を越えたギリシア人の団結と支配者への抵抗を促すような政治的性格を帯びてはいなかったと思われる。
- ⑥ モレアのフランク人君侯の宮廷が多様なエスニシティの集う場であったことは、A. Ilieva, *Frankish Morea, 1205-1262: Socio-cultural Interaction between the Franks and the Local Population*, (Athens, 1991). 後のミントレ制へとつながる。初期オスマンの政策については、H. Lowry, *The Nature of the Early Ottoman State*, (New York, 2003).
- ⑦ 東地中海世界におけるヴェネツィア人の出自の多様性については、高田京比子「中世地中海における人の移動——キプロスとクレタの「ヴェネツィア人」——」前川和也編『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、二〇〇九年。
- ⑧ M. Georgopoulou, *Venice's Mediterranean Colonies: Architecture and Urbanism*, (Cambridge, 2001). ただし、正教会は既存の統治関連施設・入植者の住居・カトリック教会の間を縫うように現れるので、ギリシア人が住む街区を反映していたとは考えがたう。
- ⑨ 家族史については、S. McKee, "Households in Fourteenth-Century Venetian Crete", *Spectulum*, 70 (1995) が、宗教儀礼については A. Papadaki, *Θρησκευτικές και νομικές τελετές στη βενετοκρατούμενη Κρήτη*, (Rethimnon, 1995) が、法文化については Ch. Maltzou, "Byzantine 'Customs' in Venetian Crete", *Dumbarton Oaks Papers*, 49 (1995) がそれぞれ基礎的研究である。
- ⑩ F. Thiriet, *La Romanie vénitienne au Moyen Âge: le développement et l'exploitation du domaine colonial vénitien*, XI<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles, (Paris, 1959, 2<sup>nd</sup> ed. 1975) (以下、Thiriet *La Romanie* と略)。pp. 270-301. 上の根拠になるのは、一三世紀前半に、ヴェネツィアが入植者に対して発給した入植契約文書に記載された名前が全クヴェネツィア人であり、また、文書の中には封建契約の継承をヴェネツィア人へのみ限定する条項があることである。この点については、大黒俊二「ヴェネツィアとロマニア——植民地帝国の興亡——」歴史学研究会編『地中海世界史 第二巻 多元的世界の展開』青木書店、二〇〇三年、一六一頁を見よ。
- ⑪ 本稿では家門を、父系から継承した家門名を共有する集団と定義する。クレタの入植者の家門構造・意識と近似していたと思われるヴェネツィアでは、政治・公職への参加資格の基準になるのは家門であり、同一家門名を持つもの同士は近住しており、しばしば政治的結束力を発揮した。S. Chojnacki, "In Search of the Venetian Patriarch: Families and Factions in the Fourteenth Century", in: *Renaissance Venice*, ed. J. R. Hale (London, 1973). 高田京比子「都市国家ヴェネツィアにおける貴族の親族集団」『史料』第七五巻第二号、一九九二年。
- ⑫ イアリナ家のごときを指すと思われる。

- ⑮ P. Vidulich-Ratti, "Considerazioni sul Maggior Consiglio di Candia nel secolo XIV", in *Perigeiá tou á' Mēthous Keprotoloytiov Zuyedíou*, vol. 2 (Athens, 1981), p. 439.
- ⑯ Chojnacki, *op. cit.*, p. 72f.
- ⑰ ヘルローノ家のいじりを指すと思われる。
- ⑱ S. McKee, *Uncommon Dominion: Venetian Crete and the Myth of Ethnic Purity* (Philadelphia, 2000), pp. 103, 164 (以下、McKee, *Uncommon* と略)。
- ⑲ *Ibid.*, pp. 180-182.
- ⑳ *Ibid.*, pp. 100-131.
- ㉑ ヴェネツィア暦は三月一日から始まるので、一月と二月は現行の西暦から一年ずれる。本稿では、史料上の日付を現行の西暦に置き換え、特にヴェネツィア暦を示す際には年度で示した。
- ㉒ Thiriet, *La Romanie*, pp. 181-214.

## 第一章 スミユルナ十字軍支援政策の決定過程

一三三〇年代から一三五〇年代にかけての時代は、カンディアに緊張をもたらす事件が続いていた時代であった。ここでは、『諸議会史料集成』の史料解釈上の前提を促えなおすために、この時代の政治決定過程における、市政のイニシアティブの問題について考えてみたい。

### (一) スミユルナ十字軍

一四世紀中葉の東地中海の国際情勢の焦点のひとつになったのが、小アジアの都市スミユルナをめぐる攻防である。①一四世紀に入っても十字軍運動は依然として続いていたが、この時代には十字軍熱が大規模な軍事運動に結実することはな

⑮ 拙稿「一三六三年八月九日蜂起にみる都市カンディアのエスニシチイ——「入植者ギリシア化」要因説をめぐって——」『西洋史学』二〇〇九年、四五一—四八頁（以後、拙稿「一三六三年」と略）。

⑱ 原史料はヴェネツィアの国立文書館に保存されている。Archivio Stato di Venezia, *Duca di Candia*, B. 12 (以下、*Duca di Candia* と略)。この史料のうち約半分の分量にあたる「一三四〇年から一三五〇年にかけての史料が公開されている。Duca di Candia: *Quaternus consiliorum 1340-1350*, ed. P. Vidulich-Ratti (Venice, 1976) (以下、*Quaternus consiliorum* と略)。

⑲ D. M. Nicol, "Symbiosis and Integration. Some Graeco-Latin Families in Byzantium in the 11<sup>th</sup> to 13<sup>th</sup> Centuries," *Byzantinische Forschungen*, 7 (1979).



く、むしろ、より限定された地域においてキリスト教勢力を糾合するためのイデオロギーとなっていた。その一例がトルコ勢力の存在感が高まりつつあったエーゲ海である。一四世紀初頭から主にアイディンやメンテシエといった南西小アジアのベイリクは軍船を建造してエーゲ海に乗り出し、貿易船や沿岸地域を対象とした略奪行為を行っていた<sup>③</sup>。そこに、小アジアのキリスト教徒の共同体が次々とトルコ勢力の手に落ちるといふ現実が重なった。一三二七年頃にはアイディンのエミール、メフメトがスミュルナを攻囲したほか、一三二六年にオスマン・ベイはブルサを奪い、さらにビテュニア地方を脅かした<sup>④</sup>。このような、アイディンやメンテシエを中心としたトルコ勢力の拡大に対し、キリスト教勢力の間で警戒感が生まれていた。一三二八年には、クレタ総督がトルコ船の海賊行為に対する非難をヴェネツィアの元首 Doge に書き送った<sup>⑤</sup>。さらに、一三二〇年から二五年にかけて、トルコ勢力が、ヴェネツィア船やヴェネツィアの海外領土に対する掠奪行為を強化したため<sup>⑥</sup>、ヴェネツィアとトルコ勢力の関係は悪化した。ヴェネツィアは教皇庁とその後ろ盾であるフランス国王に接近し、ジェノヴァ、ヨハネ騎士修道会、ビザンツなどを巻き込んだキリスト教徒連合の実現を画策した<sup>⑦</sup>。一三三三年の夏、教皇ヨハネス二二世は十字軍の実現のための神聖同盟 *sancta unio* を呼びかける書簡をフランス国王やビザンツ皇帝をはじめとする各方面に送った<sup>⑧</sup>。その結果結成された十字軍は、一三三四年九月にはすでにその活動を開始しており、スミュルナの一部を占領した<sup>⑨</sup>。さらに、一三四二年に即位した新教皇クレメンス六世は、当時、エーゲ海のキリスト教徒に対する侵略行為を繰り返していたアイディンのベイであるウムルに対抗する十字軍を計画し、ジェノヴァやビザンツ皇帝ヨハネス五世に援助を求めた<sup>⑩</sup>。この十字軍は一三四四年一〇月二十八日にはスミュルナを攻略したために、この町の名前をとって研究史上ではスミュルナ十字軍と呼ばれている。クレメンス六世はさらなる戦線の拡大を望んだが、ウムルの反撃とそして何より一三四七年に流行しはじめた黒死病が足かせとなって、この十字軍の役割はスミュルナの防衛に限定されることになった<sup>⑪</sup>。その後、スミュルナはティムールによって攻略される一四〇二年まで、キリスト教勢力の支配下に置かれたが、十字軍を構成した各勢力は一三五一年から一三五五年までに、個別にアイディン、メンテシエとの和平を

結んで年毎の貢納を始めるので、五〇年代には、十字軍の母体となる神聖同盟は実質的に解体した。<sup>⑫</sup>

## (二) スミュルナ派兵への協力と政治決定

キリスト教勢力とトルコ勢力の間の緊張関係が増大した一四世紀中葉においては、当然のことながら、カンディア市政府の主な関心はスミュルナ情勢の対応にあった。『諸議会史料集成』の中でまず特筆するべきは、一三四五年一月一七日のウムルによるスミュルナ襲撃に関する記事である。このとき、十字軍側ではコンスタンティノープル総大司教のヘンリクス・デ・アステイをはじめ、ヴェネツィア人のペトルス・ゼノ、ジェノヴァ人のマルティヌス・ザッカリアなど、指揮権をもつ幕僚の多くがその命を失い、スミュルナは陥落の危機に瀕していた。この敗戦に対して、東地中海のキリスト教勢力はすばやく増援の体制を整えており、カンディアにおいても、一月二四日の入植者議会の席上で、増援協力のための決議がなされた。<sup>⑬</sup> その文面をみると、十字軍の支援策が元老院でもとりまとめられたことが分かる。また、同日に元老院でなされた決議には、以下の文面が記される。

状況によっては遅れるかもしれないが、二カ月のうちに二隻のガレー船を織装しまた木製の百本の櫂を一組用意して、神聖同盟に力を貸し、「スミュルナへの」救援に赴く旨が入植者議会で決議された。以上の決議の内容をキリストの御名のもとに、元老院議会において承認する(「」内は筆者による訳補)。

このことから、スミュルナ支援決定をめぐって二つの議会が緊密な関係にあり、その中でも入植者議会のイニシアティブがやや先行していたことがみてとれる。さらには、同年一月から二月にかけてガレー船の調達とそのため委員の選定<sup>⑭</sup>、また外科医との契約<sup>⑮</sup>といった十字軍関連の決議が、これらの機関においてのみまとめられた。以上の事実は、十字軍支援

に関わる政治決定の場が、入植者議会と元老院に限定されていたことを示している。かたや、大評議会では、二月六日になつてようやく以下の決議が取りまとめられた。

「一名の補佐官が選ばれ、その身分を確認された。彼らと共に、クレタの統治官であるロゲリウス・ルチニ殿は、「現在スミュルナに  
いる」総督の帰着まで、執政団体を運営するように。」<sup>⑮</sup>

この史料も大評議会の補助的な役割を示す。なぜなら、この時に大評議会が具体的な政策決定を遂行したのは、十字軍の援助のために総督が不在になるという特別な事態が生じていたためである。こうした政治決定のプロセスはその後も踏襲された。一三四七年二月には再び、島内で十字軍援助のための政策決定がなされるが、このときもイニシアティブをとったのは元老院であった。<sup>⑯</sup>この時の一連の政策立案に、大評議会がかかわってくるのは、五月になつてからのことである。同月三十一日には医師・蹄鉄工 *mareschalchus* との給与契約をめぐる四つの決議がなされたが、これらの決議も、専ら入植者議会においてなされたもので、翌日になつて無投票で大評議会の事後承諾を得ている。<sup>⑰</sup>こうした一連の十字軍支援の政策決定過程における起点になつたのは本国の元首あるいはその代理権をもつ総督であったが、執行団体は元老院や入植者議会の賛同があつてはじめて具体的な支援の手続きに入ることができた。この意味において、少なくともスミュルナ十字軍期の市政は、しばしば入植者議会が元老院に優越するかたちではあつたが、両者を権力の両輪とする構造を呈しており、大評議会がイニシアティブを発揮することはなかつたのである。

① この時期の事件史については、以下の文献を見よ。S. Runciman, *A History of Crusades*, vol. 3 (The Kingdom of Acre and the Later Crusades), (Cambridge, 1954); F. Thieriet, "Les relations entre la Crète et les Emiraturs turcs d'Asie mineure au XIV<sup>e</sup> siècle (vers 1348-1360)", in *Actes du XIV<sup>e</sup> congrès international d'études byzantines Ochride 10-16 septembre 1961*, vol. 2, (Belgrad, 1964), pp. 213-

- 221 (註1 Thiriet, "Les relations" 26): H. Ahnweiler, "L'histoire et la géographie de la région de Smyrne entre les deux occupations turques (1081-1317) particulièrement au XIII<sup>e</sup> siècle", *Turquie et Mémoires*, 1 (1965) A. Luttrell, "Crete and Rhodes: 1340-1360", in: *Περσική του Γ' δεσποτις Κρητολογικὸς Συνοδικόν*, vol. 2 (Athens, 1974) (repr. in: idem, *Hospitalliers of Rhodes and their Mediterranean World* (Ashgate, 1992), cap. V); K. Setton, *The Paganry and the Levant* (Philadelphia, 1976-1984), vol. 1, pp. 177-223; E. A. Zachariadou, *Trade and Crusade: Venetian Crete and the Emirates of Menteshe and Aydin* (1300-1415), (Venice, 1983); D. N. Nicol, *Byzantium and Venice: A Study in Diplomatic and Cultural Relations*, (London, 1988) (chap. 11, 12) (Nicol, *Byzantium and Venice*).
- ② 例えば、マウロニコムの初代教皇カレメヌス五世は熱心に十字軍の実現を訴えたことでも知られる。Setton, *op. cit.*, pp. 164-169.
- ③ Zachariadou, *op. cit.*, p. 4.
- ④ Nicol, *Byzantium*, p. 250.
- ⑤ Setton, *op. cit.*, p. 177.
- ⑥ *Ibid.*, p. 178f; Zachariadou, *op. cit.*, pp. 7-16.
- ⑦ *Ibid.*, p. 15f.

## 第二章 権力構造におけるギリシア系家門

### (一) 政治指導者層を構成する家門のカテゴリ

- ⑧ *Ibid.*, p. 30.
- ⑨ *Ibid.*, p. 33f.
- ⑩ Thiriet, "Les relations", p. 215; Luttrell, *op. cit.*, p. 170f.
- ⑪ Thiriet, "Les relations", pp. 217-219; Luttrell, *op. cit.*, p. 170; Zachariadou, *op. cit.*, pp. 54-60.
- ⑫ この時にはジェノヴァとヴェネツィア間の戦争が本格化したため、ヴェネツィアが十字軍に対して支援する余力を失ったことでも原因である。Luttrell, *op. cit.*, p. 173; Zachariadou, *op. cit.*, pp. 58-62.
- ⑬ *Ibid.*, p. 50f.
- ⑭ *Quaterius consistorium*, no. 18.
- ⑮ *Ibid.*, no. 19.
- ⑯ 元老院は決定された決議は、*Ibid.*, no. 20, 21, 26. 入植者議会では定められた決議は、*Ibid.*, no. 27, 28, 29, 30, 34.
- ⑰ これらの決議は入植者議会により定められる。*Ibid.*, no. 23, 24, 25.
- ⑱ *Ibid.*, no. 31.
- ⑲ *Ibid.*, no. 134.
- ⑳ *Ibid.*, no. 141.
- ㉑ *Ibid.*, no. 153, 154, 155, 156.

前章における考察は、一四世紀中葉の政治指導者層を把握する上で、大評議会以外の政策決定機関、特に入植者議会と

元老院の人的構成を考える必要があることを示している。入植者議会の名簿史料は残されていないが、しばしばこの議会の議席保有者が指名されて委員会が組織されており、これらの史料を参照した結果として、四八家門から選出された八五名（推定される実数、なお名前の判別ができなかった二名を除けば八三名になる）の議席保有者の家門名と委員に選出された回数を一覧にした（本稿末尾の表一を見よ）<sup>①</sup>。また、元老院については、一三三一年度から一三三三年度にかけての二三年度のうち、計一九年度の名簿が残存している。<sup>②</sup>したがって、本稿では元老院の名簿から得た情報を、判明した入植者議会議席保有者の一覧によって補足することで、政治指導者層を復元し、その中におけるギリシア系家門の位置づけを考えてみたい。

本論に入る前に、いくつかの説明を補足しておく。まず、元老院の名簿は年度が変わる前の一二月ないし一月に作成されることがほとんどである。議席を与えられている人物は延べ数にして約一八八〇名（史料の摩滅によって、家門や名前が判別困難な人物を含む）であり、史料の保存状態や同一人物の同定の問題はあるものの、実数では六〇〇名前後にのぼり、家門名からは一六四家門にまとめられる。また、名簿上では毎年一〇名余りの名前が消されている。その理由はいくつかわかえられないが、顕著なのは家門からの選出人数との関連性である。同じ家門から同一年度に三名以上が選出された場合には、その家門から何名かの人物の名前が消されていることが多い。このことは、同一家門の集団が政治意思を共有するものとして認識されており、特定の家門への議決権の集中を排除する政治的配慮が働いていたことを示している。また、選出された人物の死亡や引退、失脚に際しても名前が消されたと思われる。したがって選出の事実自体が、政治指導者層における家門の影響力の反映と考えられるから、消されない名前とは区別した上で、消された名前も考察の対象にする。

元老院議席名簿の分析にあたっては恣意性を排するために、四つの指標（総選出回数、家門からの選出人数（推定される実数）、年毎に家門から選出された人数、選出期間）<sup>③</sup>にもとづいてカテゴリを設定した（本稿末尾の表二を見よ）。この中で家門からの選出人数と、年毎に家門から選出された人数については、先に述べた消された名前の問題や、史料の摩滅によって家

門名や名前を推測せざるを得ない場合、また名簿の年度によって名前の表記が変わってくるために同一人物を別人物として数えている可能性を考慮し、人数を最小値から最大値までの範囲で示すことにした（表では確定的な最小値をまず記し、括弧の中に推定の最大値を記入した）。

A 権力の中核に近い位置にあった家門——家門の構成員の総選出回数が多く、かつ史料の残存するほぼ全期間にわたって選出されていることが確認できる場合、これらの家門は政治指導者層のなかで継続的に確固たる位置を確保していたものと見なせる。その中でもさらに二つのカテゴリに分けられる。家門としての規模が大きいことが予想され、かつ多くの構成員が選ばれていることが確認できる家門についてはA<sub>1</sub>と定義する。具体的には年毎に家門から選出された人数が常に多い家門を指す。これらの家門に該当すると思われるのは、グラドニコ（家門番号二）、デ・モリノ（家門番号三）、クイリノ（家門番号四）、ヴェネリオ（家門番号五）といった家門だが、これらの家門の構成員の多くは入植者議会においても委員に任命されており、しかもその回数も多いことから、権力構造の中核にあったと思われる<sup>④</sup>。次に、必ずしも多くの構成員が議席保有者として指名されているわけではないが、ほぼ毎年のように議席を獲得しており、したがって元老院内部での安定的な影響力を確保していたと思われるグループも存在する。権力構造における影響力は強いが、A<sub>1</sub>に比べて家門の規模が小さかったか、権力構造への影響力が限定的であったと思われる家門で、総選出回数および年毎に家門から選出された人数が少ない家門がこれに当てはまる。A<sub>2</sub>と定義する。ムダキオ（家門番号二）やコルナリオ・デ・ドモ・マイオル（家門番号一六）、コルナリオ（家門番号二三）といった家門がこのカテゴリに入る<sup>⑤</sup>。入植者議会への委員選出の点からみるとムダキオ家やコルナリオ家は選出されている回数は多いものの、人数は多くないので、家門の規模そのものが小さかった可能性が高い。一方で、コルナリオ・デ・ドモ・マイオル家からは一名が一回選出されているにすぎないので、元老院と入植者議会ではその政治的影響力を異にしていた可能性がある。

B 政治指導者層のなかで影響力が変化している家門——このカテゴリは、政治指導者層のなかで一定の影響力を確保

していたが、その期間がごく短かった家門によって構成される。選出期間は一五年以下と比較的短いものの、総選出回数が比較的多い家門である。このグループについては、どの時点で市政に関与していたのかをめぐって、さらに二つのカテゴリに分類することができる。いくつかの家門は、元老院名簿の初期には頻繁に登場するものの、後半期になると全く指名されなくなる。家門の中心となる人物が死去したり政治的キャリアから引退したりしたことによって、その政治的影響力を失ったとみるべき家門であり、 $B_1$ と定義する。一方で、 $B_1$ とは逆に、元老院名簿の初期には全くその家門名を確認することはできないが、後半期になると頻繁に名簿に登場する家門も存在する。元老院における政治的影響力を増大させていったと考えられる家門で、これを $B_2$ と定義する。Bのカテゴリに属するこれらの家門のメンバーが、入植者議会において委員に選出されるケースは稀である。

C 政治指導者層のなかで一定の立場を確保してはいるが、強固な地盤を有していない家門——継続的に元老院の中で議席を維持していた家門のなかには、積極的に中心的な役割を担うことはなく、したがって強い政治力を有していなかったと考えられるものも含まれている。これらの家門は、元老院への選出期間は長いが、総選出回数はA・Bのカテゴリの家門に比べれば少なく、また年毎に家門から選出された人数にもばらつきがある。このCに属する家門から入植者議会の委員が選出されることもあるが、その事例はAを構成する家門に比べ少ない。

D 元老院の中ではマージナルな立場にあった家門——最後にあげるカテゴリはマージナルな家門で、元老院への選出期間は長いものの、総選出回数・年毎に家門から選出された人数がともに少ない家門や、ごく短期間、ごく少ない回数のみ元老院に選出されている家門があてはまる。これらの家門から、入植者議会の委員が選出されることはほとんどないで、その政治力はきわめて限定的なものであったことが予想される。

## (二) キリシア系家門の位置づけ

元老院を構成する家門のカテゴリの中のいずれに、ギリシア系の六家門（イアリナ（家門番号二五）、スタデイ（家門番号四二）、ポルトロノ（家門番号六五）、サクリキ（家門番号九二）、カリヴァ（家門番号一一二）、プラケナ（家門番号一一五））が当てはまるのかを考えてみたい。イアリナ家については、元老院に選出されている家門の人数は六名と必ずしも多くはないが、名簿が残存する全期間にわたって選出されている。とりわけ一三回にわたって選出されているガブリエル・イアリナを中心として元老院の中で長期にわたって政治的影響力を確保していたと考えることができるので、A<sub>2</sub>のカテゴリに属する家門とみなせる。また、ミカエル・イアリナは入植者議会においても三回にわたって委員として選ばれているので、権力中枢に近い立場にあったのだろう。スタデイ家は、選出されている家門の人数はヨハネス・スタデイをはじめ二人にすぎないが、選出期間が長く総選出回数も少なくないため（一九年度間に二三（二四）回選出）A<sub>2</sub>のカテゴリに分けられる。しかし、スタデイ家は入植者議会では委員に選ばれることがないので、イアリナに比べその政治的影響力は限定的であったと思われる。ポルトロノ家については、名前が確認できるのはスクラヴスのみであり、しかも一三五七年度を最後に選出されなくなっている。スクラヴスは大評議会においても一三五七年度を最後に選出されなくなっており、何らかの理由で政治的キャリアを退いたものと思われる。このことから、ポルトロノ家はB<sub>1</sub>のカテゴリに相当する家門として理解できる。ポルトロノ家もまた、入植者議会では委員に選出されることはない。また、サクリキ家からはヨハネス・サクリキが選ばれるにすぎず、また、彼の選出のされ方にも特徴がある。ヨハネスは一三四五年度から三年度連続して選ばれるものの、一三四八年度には選出されながらその名前が消され、その後、名簿史料には現れなくなる。したがって、一三四八年度の名簿が作成された一三四八年一月の時点からほどなくして死去したか、政治的キャリアを退いたと考えられる。そしてヨハネスが名前を削除された一三四八年度以降は、家門の構成員が元老院に選出されることはなくなる。ごく短期間ながら



集中して選出されていることからすれば、B<sub>1</sub>のカテゴリに関連付けられるが、この家門は一三五六年から作成される大評議会名簿には現れていること<sup>⑥</sup>から考えて、政治指導者層としての地位を失うことはなかったものの、マージナルな立場にあった（Dに相当）とも受け取れる。また、カリヴァ家とプラケナ家も元老院名簿における痕跡がごくわずかで、Dのカテゴリに相当する。カリヴァ家は一三六二年度から一三六三年度にかけての二年間にわたって二回選出されるにすぎず、またプラケナ家は一三五二年度から一三五四年度にかけての三年度の間に二回選出されているにすぎないからである。

これらのギリシア系家門は実務も担った。彼らが入植者議会や元老院において委員や役職に任命される場合は、たいいていの場合、島の防衛に関連する軍役負担であったが、より政治力を持つ役職に推された事例もある。例えば、一三五〇年にはガブリエル・イアリナが元老院における一七名の上級巡察官 *suprapartiores* に選出され、その際、高貴な者 *nobles* という称号を付されている<sup>⑧</sup>。また一三四七年には、入植者議会においてヴェネツィアへの使節派遣のため五名の委員が選出された際に、ミカエル・イアリナがその補欠に選ばれた<sup>⑨</sup>。その他にも、一三四六年に大評議会において三名の入植者財務官 *camerarius feudatorum* が選出された際、ヨハネス・サクリキが補欠に選出されたことが確認できる<sup>⑩</sup>。

このように、ギリシア系家門は一四世紀中葉の市政において何らかの地位を確保しており、しかもそれは義務を伴う実質的なものであった。しかし市政への参加は、A<sub>1</sub>ならびに他のA<sub>2</sub>を構成する有力入植者家門に比べても個人的な性格がきわめて強い。なぜなら、ギリシア系の家門から同一年度には選ばれた元老院議員の実数は一様に少なく、しかもその中では特定の個人の存在感が突出しているからである。

また、ギリシア系家門が市政の場に登場する時期とその経緯について触れておきたい。一三二〇年までの権力構造に関する史料では、ギリシア系家門の存在を確認できないことから、彼らの市政への進出はやはり十字軍の機運が高まった一三三〇年代以降に求められる。ギリシア系家門の出身者がトルコ人海賊対策の一環である沿岸警備の任務をしばしば引き受けているという事実は、市政の直面する危機感を背景として、カンディアの都市政府や入植者が彼らの助力を必要とし

ていたことを端的に示している。

以上のように、政治構造へのギリシア系家門の参加形態や時期をみるかぎり、彼らと市政との関係は個別的かつ暫定的であった可能性が高い。とはいえ、入植者が圧倒的多数を占める政治構造の中に彼らを受け入れる動きが危機の時代に突然生じたわけではなく、それ以前からギリシア系家門と入植者が接近していく過程が存在したと考えられる。次章においては、主に遺言書史料を検討しながら両者の接近する時期とその関係のあり方について考えてみたい。

- ① 入植者議会において委員が選出されたことを示す史料は、一三四一年から一三六三年にわたって確認できる。*Quaternus consistorium*, no. 42, 52, 55, 59, 64, 67, 69, 78, 90, 92, 95, 113, 114, 133, 159, 163, 168, 175, 217, 223, 225, 226, 261, 269, 280, 281, 282, 283; *Duca di Candia*, B. 12, ff. 94<sup>r</sup>, 124<sup>v</sup>, 130<sup>v</sup>, 142<sup>v</sup>, 143<sup>r</sup>, 149<sup>v</sup>, 158<sup>r</sup>, 163<sup>r</sup>, 164<sup>r</sup>, 165<sup>v</sup>.
- ② 『諸議会史料集成』には一三四〇年度の史料も数点含まれているが、名簿が採録されるのは一三四一年度からになる。また、一三三二年度から一三四四年度までの三年度と、一三三三年度の元老院名簿は残存していない。これらの時期の議決録が欠損しているためであり、名簿が作成されなかったことを意味しない。一三四一年度から一三五〇年度の元老院名簿については刊行史料を *Quaternus consistorium*, no. 8, 17, 82, 127, 188, 215, 244, 一三五一年度以降のものは、*Duca di Candia*, ff. 52<sup>v</sup>, 59<sup>r</sup>, 74<sup>r</sup>, 80<sup>r</sup>, 88<sup>r</sup>, 97<sup>r</sup>, 106<sup>v</sup>, 120<sup>v</sup>, 135<sup>v</sup>, 149<sup>r</sup>, 160<sup>r</sup>, 169<sup>v</sup> を参照した。
- ③ 選出期間の計算方法については一部の年度の名簿が欠落していることを考慮して、さらに二つの指標を用いて示すことにした。ひとつは実際に議席を保有していることが確認できる年度の総数、いまひとつは断続・連続を問わず、それぞれの家門がはじめて選出が確認された年度から、最終的に選出が確認されなくなる年度もしくは最後の名簿にあたる一三六三年度までの期間である。
- ④ 本稿の分析から権力構造の中軸を担ったと予想される家門は、一三六三年に入植者がヴェネツィアに対して蜂起を起した時に中軸を担ったとされる家門を一致する L. De Monaci, *Chronicon de rebus venetis ab U. C. ad annum MCCCLIV*, ed. F. Cornelius (Rerum Italicarum Scriptorum, vol. VIII, appendix X) (Venice, 1758) の「家門から、延べ人数にして多くの構成員を元老院に送り込むこと」政治構造の中で重要な地位を担うことには相関性がある。
- ⑤ コルナリオ家を、ドモ・マイオルを中核とする同一の家門集団とみた場合には、政治指導者層における存在感はグラドニコ家に匹敵する。
- ⑥ ステファノス・サクリキが一三五六年度から一三六〇年度まで選出されている。
- ⑦ *Quaternus consistorium*, no. 33, 87, 110, 111, 142, 144, 174, 221, 255.
- ⑧ *Ibid.*, no. 246.
- ⑨ *Ibid.*, no. 163.
- ⑩ *Ibid.*, no. 122.
- ⑪ 一三三〇年代の政治状況を示す史料では、政治指導者層は入植者のみで構成されており、ギリシア系家門は含まれていない。また、それらの入植者の宗教心性はカトリックの特徴を示し、人的結合の範囲は

入植者に限定される。 *Kardario Exxhōtōn kai Monastiriōn tou zōnou (1248-1548), Syngraphē sti hēlēnēi tōn sygōson Politeiās kai Exxhōtōn sti Berozotariōtēvi Kēfiri (Cathacium ecclesiarum)* 295, no. 283. *et monasteriorum comunis*, ed. Z. N. Tsiropoulou, (Ioannina, 1985), p.

### 第三章 遺言書史料にみるギリシア系家門

#### (一) 遺言書史料とギリシア人

前章において市政において一定の地位を占めたことが確認できたギリシア系家門は、ビザンツ統治時代の史料には全く現れず、また一二世紀に頻発したギリシア人反乱への関与も確認できないため、ヴェネツィア統治下で成長した家門であったと考えられる。そのなかでもイアリナ家とサクリキ家は、比較的、早い時期からカンディアの政府やヴェネツィア経済、それに入植者との接点を持っていたことが知られている。イアリナ家は一二七一年のラテン語の公証人記録<sup>②</sup>に初めて現れ、また、一二八〇年代の行政文書には両家の成員がともに名前を連ねている。さらに、イアリナ家とサクリキ家は、一四世紀初頭の公証人記録において頻繁に取引記録を残しており、その契約事項から、彼らが入植者との間に経済的な協力関係を取り結んで、農産物をカンディアの市場に持ち込んで取引していたことが分かる。④ いわば農村経済と都市経済を繋ぐような立ち位置にあった彼らは、一三世紀末にギリシア人と入植者との婚姻が公的に認められたのにもない、入植者との婚姻関係を結び始める。一四世紀前半期において、サクリキ家はボノ家（家門番号一〇・A<sub>2</sub>のカテゴリに相当）<sup>⑦</sup>、イアリナ家はパンタレオ家（家門番号二〇・A<sub>2</sub>のカテゴリに相当）、ムダキオ家（家門番号二・A<sub>2</sub>のカテゴリに相当）など権力構造の準中核を担う入植者と婚姻関係にあった。⑤ 入植者とギリシア系家門の間で婚姻関係が進展したことは、ギリシア系家門の政治指導者層への参入を後押ししたと考えられる。ただし、ギリシア系家門が協力関係を結んだ入植者は、A<sub>1</sub>に分

類されるような規模の大きく、かつ政治的影響力の突出した家門ではなく、むしろA<sub>2</sub>に分類されるような、家門の規模や政治的影響力がA<sub>1</sub>に分類される家門に比べて小さい家門であった。このように最有力の入植者家門との関係が希薄であったために、前章において確認したように市政におけるギリシア系家門の影響力が個別的かつ限定的なものにとどまっていたと考えられる。

では、入植者との婚姻や協力関係が深まる過程で、これらのギリシア系家門は二つのエスニシティにどのように向き合っていたのだろうか。この問題を考えるうえで彼らが主体となって作成された遺言書は、彼らの人的結合や宗教心性のあり方を窺うことのできる貴重な史料である。具体的な議論に入る前に、遺言書史料を含む公証人文書の史料的性格や公証人の営業を支える法規範の問題について、ギリシア人とかかわりを軸に説明しておこう。遺言書史料はラテン語ないしイタリア語のみで書かれたもののみが現存している。一方で、ギリシア語の遺言書史料も作成されていた可能性は高い。もともと、ギリシア人が依拠していた法規範はビザンツ法であり、その法の規律性は正教会の権威の中に取り込まれていく。そのような法規範に裏打ちされたギリシア語の公証人をギリシア人は利用していたと考えられるためである。ただし、ギリシア語公証人の公証記録のほとんどは散逸している。中世のものとしては、一七通の契約文書から成るギリシア語公証人文書が伝来しているが、この史料群は入植者の人脈やカトリック教会についてほぼ完全に沈黙している。<sup>⑩</sup>このことから、ラテン語やイタリア語の契約文書とは異なり、ギリシア語の文書はギリシア人にとって、入植者との関係を記録する手段としては選ばれなかった可能性が高い。また、ギリシア人以外がギリシア語の公証人文書を作成する機会もなかったのではないかと思われる。一方で、一四世紀に入って正教会は執政団体を中心とする世俗権力の保護下に入ることでカトリック教会の教会裁判権の管轄から外れ、ヴェネツィアによる統治の保護下に入った。<sup>⑪</sup>このような、クレタのギリシア人の法行為の正当性をクレタ総督が保証する仕組みは、ギリシア人が自らの法行為の保証のためにラテン語の公証人も利用する傾向を助長したと考えられる。しかし、ギリシア人の法規範が入植者のものとは異なる土台に立っている

以上、ギリシア人のラテン語の公証人文書に対する接し方や利用の仕方、入植者をはじめとしたヴェネツィア系・イタリア系の住民とは一線を画していた。<sup>⑬</sup>

## （二） 男性の遺言書

遺言書の検討に入ろう。ラテン語の遺言書史料の中では、イアリナ家出身ないしこの家に嫁いだ人物の遺言書が六通、サクリキ家出身の人物の遺言書が一通、プラケナ家出身の人物の遺言書が一通、カリヴァ家の出身の人物の遺言書が一通、確認できる。これらの家門の成員の遺言書のなかには、カトリック教会と正教会の双方に言及しているものが、男女合わせて四名の遺言者が遺した四通の遺言書に見られる。はじめに述べたように、これらの史料は、カンディアの社会において、これらの家門の家庭空間が二つのエスニシティの混交の場となっていたとするマツキーの主張の根拠になっている。一例をあげれば、一三四八年に作成されたニコラウス・プラケナの遺言書では、托鉢修道会士やカトリック教会の司祭への遺贈が言及される一方で、正教会司祭への遺贈もなされているのである。<sup>⑭</sup>だが、社会史研究で見落とされているのは、遺言者と市政との関わりである。ニコラウスの兄弟にあたるシモンは、元老院と大評議会の双方の議席を占める政治力を持つっており、ニコラウス自身も遺言執行人に二人の入植者を指名していることから、政治指導者層とのかかわりを持っていると思われる。したがって、ニコラウスの遺言内容は、カトリック教会への寄進が入植者への政治的配慮と結びついていたことを示していたのではないだろうか。この可能性の是非を判断するために、他の史料を検討してみよう。

まず、ヨハネス・イアリナの遺言書を検討する。この人物は政治的には無名の人物であるが、その父親は元老院議席を保有したミカエル・イアリナであるので、市政と無縁ではなかったと思われる。<sup>⑮</sup>ヨハネスは一三四八年と、一三五三年の二回にわたって遺言書を作成している。家門にはヨハネスを名乗る男子が多いため、一見して同一人物によって作成された遺言書であることには疑いも生じるが、二通の遺言書の遺言者を同一人物とみなせる根拠がある。それはカタリヌスと

いう非嫡出子の存在である。一三四八年に書かれた遺言書には、以下の文言が盛り込まれている。

父の使用人エウドキアから授かった、私の非嫡出子であるカタリヌスに対して四〇ヒュベルペロンを遺贈する。カタリヌスは一八歳になるまでに、この遺産を配分されなければならない。<sup>⑩</sup>

次いで、一三五三年の遺言書では遺言執行人の一人として、カタリヌスの名前が記されているほか、以下の記述が見える。

カタリヌス・イアリナ、この者は嫡出子として認定された、私のもうひとりの嫡出の息子である。<sup>⑪</sup>

このように、非嫡出子のカタリヌスの認知の過程が連続しているために、二つの遺言書の遺言者が同一人物だと推定できる。そして、こうした微細な部分に着目しなければならないほどに、それぞれの構成は大きく異なっている。一三四八年に作成された遺言書で言及されるのは、入植者やヴェネツィア人<sup>⑫</sup>である。たとえば、遺言執行人が入植者によって占められていること、また、遺言者が二人のヴェネツィア人に対して家屋の賃貸や、係争解決のための和解金を支払うよう指示していることである。宗教的な内容に関しては、カトリック教会への傾倒が指摘できる。フランチェスコ会・ドミニコ会といった鉢鉢修道会のほか、アウグステイヌス修道会、聖テトスの信心会<sup>⑬</sup>、ヴェネツィアの信仰団体の支部である聖マリア・スクルチフェロム教会や、ヴェネツィアにある聖マリア・ミゼリコルディア教会への遺贈が明記されている。とりわけ、スミユルナ十字軍に対する資金供出の申し出は、当時、入植者が遺言書を作成する時によく盛り込まれる文言であることから、ヨハネスはこの遺言書を作成する際に入植者の遺言書の書式を模倣した可能性が高い。<sup>⑭</sup>

しかし、ヨハネスはこうした入植者よりの姿勢を継続させることはなかった。一三五三年に作成された遺言書の内容が

大きく異なるのである。まず、遺言執行人は、妻と前述のカタリヌスを含めた二人の息子にかざられる。妻が遺言執行を果たせなくなった場合に備えて候補として指名されている義兄弟、モスコレウス・シリゴも入植者ではない。したがって、この遺言書における遺言執行人の選定においては、より私的な家庭空間が重視されている。この傾向は、遺贈先にも反映されており、遺産から娘たちの嫁資を負担することや、二人の息子に対して動産・不動産の管理を依頼することなど、家庭内の話題が遺言の主な内容になっている。宗教心性の点においても、四件の宗教施設宛ての遺贈依頼は全て正教会に排他的になされていたと思われる。二通の遺言書が法的にどのような関係のもとにあるのかについては分からないが、少なくともヨハネスをとりまく家庭空間そのものがエスニシテイの混交の場となっていたわけではないということは、後から作成された五三年の遺言書においてカトリック教会に対する言及がなく、入植者との関係も窺われないことが端的に示している。したがって、ニコラウス・ブラケナとヨハネス・イアリナの二人のギリシア人の遺言書からは、必ずしも彼らの家庭環境がエスニシテイの混交の場となっていたことは読み取れないのではない。

### (三) 女性の遺言書

さらに、女性の遺言書について検討してみたい。ギリシア系家門出身かこれらの家門に嫁いでいる女性が遺言者になって作成された遺言書は六通にのぼる。そのうち一通は入植者のハブラモ家（家門番号A<sub>1</sub>、B<sub>1</sub>に相当）からイアリナ家に嫁したマリソリの遺言書<sup>27</sup>であり、その中では入植者とカトリック教会に対してのみが言及される。ヴェネツィアの都市法では女性に寡婦産の処分権を認めていることから、マリソリの遺言はヴェネツィア都市法の影響下にある女性のものであり、彼女のケースでは婚姻の事実からエスニシテイの混交を指摘することはできない。残る五通の遺言書の中で、まず、明確にカトリック教会への遺贈が表明されている史料は、アグネス（父の家門名はカリヴァ、夫の家門名はヴァッサロ）とヘレニ（父の家門名はイアリナ、夫の家門名はムダキオ）の二通の遺言書である。<sup>28</sup>アグネスが嫁いだヴァッサロは大評議会に議席を

持つラテン系の家門名であり、遺言書の記述も彼女の生活環境を反映している。フランチェスコ会への埋葬の希望や、托鉢修道会、聖テトス信心会などへの遺贈や、夫方の親族への遺贈が確認できるが、これらは、夫方の家に対する配慮とみるべきだろう。一方で遺言執行人が遺言者の兄弟であること、また、ヴェルギキの聖ニコラオス教会や、自身が洗礼親となった正教会司祭に対して遺贈を表明していることなどから、自分の生い立ちであるギリシア人の人脈や正教会に対する関係も維持していることが見てとれる。以上のような遺言の特徴とほとんど同じ現象を、ヘレニの遺言書においても確認できる。<sup>26)</sup>

一方で、入植者の男性との婚姻の事実がみとめられない女性が依頼者となって作成された他の三通の遺言書では、カトリック教会とのかかわりは希薄である。まず、ゲオルギウス・サクリキの寡婦マリア（父方の家門名は不明）の事例をみよう。彼女は亡き夫が眠る聖ルキア教会への埋葬を希望しているが、この教会は正教会として知られている。<sup>27)</sup> また、さらに読み進めると彼女自身が正教徒としてのアイデンティティを明示している箇所がある。それは甥（孫である可能性もある）*nepos* である、ゲオルギウス・イアリナに対する、以下のような遺言である。

ゲオルギウス・イアリナに金のベルト留め *combolhica* を遺贈する。ただし、彼がギリシア人を娶る場合に限る。<sup>28)</sup>

ここで鍵となるのが、中世ギリシア語でベルト留めを表す *combolhica* という単語である。*κόμβος* は結び目、*ἀγκώνα* は女性用を指す形容詞なので、ベルトの結び目を覆うような女性用の装身具だったと考えられる。正教会信徒の婚礼衣装では、花嫁用のベルト留めは豪華な装飾品であった。ギリシア語の語彙がラテン語訳されずに、そのままラテン・アルファベット表記されていることは、この品物が正教徒特有のものであったことを示している。また、遺贈の条件がゲオルギウスとギリシア人女性との結婚になっていることも、マリアが正教会のしきたりに拘りをもつ女性であったことを示して



いる。次にみる、ミカエル・イアリナの妻マルラ（父方の家門名は不明）の事例においても、カトリック教会系の宗教団体は言及されない。入植者についても唯一、アントニウス・ファレドロ（家門番号三一・A<sub>2</sub>に相当）の名前が記されるのみであり、しかも彼はマルラの債権者にすぎないことから、両者の関係は経済的なものととまる。一方で、マルラは四名の司祭 *probster* に典礼を依頼するが、この司祭は正教会司祭であった可能性が高い。遺言書の末尾では正教会司祭ステファノス・シケテ・マルトスがギリシア語で副署し、また正教会司祭ステファノス某とステファノス・シキアテイの二名が証人として名を連ねているからである。また、ヘレニ（父方の家門はイアリナ、夫方の家門はゲミスト）は、マテオス・カレルギとカタリヌス・イアリナといったギリシア系家門の男性を遺言執行人として指名する。遺贈先となる宗教団体も、シナイ山修道院分院や正教会司祭に限られ、カトリック教会系宗教団体は言及されない<sup>④</sup>。

ギリシア系家門と入植者との間の結婚は政略結婚の意味合いが強かったと思われる。だからこそ宗派の異なる家庭に嫁いだ女性は、嫁ぎ先と実家の双方に配慮することを余儀なくされたと考えられる。法的にみても、寡婦産処分のみを目的としたマリソリの遺言書が出身家門である入植者のみに言及していることは当然であるが、そのような場合を除いては、他の女性は嫁ぎ先と実家のどちらかに偏って財産分与することはなかった。このように女性の遺言書が示しているのは、これらのギリシア系家門の家庭そのものは正教会にとどまっており、入植者との関係が生じた時の個別の対応として入植者の人脈やカトリック教会との関係が示されるということである。

#### （四）ま と め

女性の遺言書の考察から得られた知見に基づいて、もう一度、最初に見た二人のギリシア人男性の遺言書史料が指し示すものについて考えてみよう。彼らの家庭空間がエスニシティの混交の場ではなかったと推測される以上、やはり彼らの遺言書が二つのエスニシティに言及していることは、彼らの政治的配慮の一環だったとみるべきである。前章において確

認したように、スミュルナ十字軍への対応のために都市政府や入植者が助力を必要としており、そのためにギリシア系家門は市政の中樞に受け入れられていた。ギリシア系家門の男性の遺言書はこうした政治的な動きに合わせる形で、その記述において入植者の人的結合とカトリック的な宗教心性を強調している史料とみなすべきなのである。

彼らの入植者とカトリックへの接近が一時的であったことを裏付ける証拠をさらにあげておきたい。一四世紀後半以降のこれらの家門が辿った足取りをたどると、まず、特筆すべきこととして、前述のようにギリシア人であってもラテン語の遺言書を作成する法慣習は一四世紀後半以降も変わることはないが、一方で市政に参加していたギリシア系家門の出身者や、これらの家門に嫁いだ女性が遺言書を残すことは極めて少なくなることがあげられる。さらに、カトリックや入植者の人脈に配慮した史料は全く確認できなくなってしまうのである。このことは、スミュルナ十字軍以降の市政の状況とも対応している。十字軍が沈静化した一三五〇年代以降も、依然としてギリシア系家門は権力構造の中で一定の地位を確保していたが、同時代から本格化する反ヴェネツィアの色彩を帯びた入植者の自治運動の人的結合の中にはこれらのギリシア系家門の存在が見いだされない<sup>③</sup>。このことから、スミュルナ十字軍の時代以降、ギリシア系家門が入植者と政治的志向を共有することはなかったと考えられる。一三六三年以降は『諸議会史料集成』が残されなくなるので、議会におけるギリシア系家門の足跡を辿ることはできなくなるが、たとえばカンディアにおける役職者の任免などを通して一四世紀末から一五世紀までの政治指導者層を復元したM・オコンネルの研究においてもギリシア系家門の存在が確認されなくなる<sup>④</sup>。以上から、これらのギリシア系家門が政治指導者層の人的結合の中にいたのは一三三〇年代から五〇年代にかけてのごく限られた時代にすぎなかったと思われるのである。

以上から、スミュルナ十字軍の時代に市政に現れるギリシア系家門の成員の意識において、カトリックとの関係と正教会との関係は基本的に区別されており、その宗教的なアイデンティティは正教会信仰に根ざしていたと考えられる。以上の事実は、社会経済史研究において指摘されているギリシア系家門と入植者との関係の深化を否定するものではないが、

結果としてそのようなエスニシティ間の社会経済的関係は従来の枠組みを超えるような新しいエスニシティの創造へは結びつかなかった。

- ① D. Tsougarakis, *Byzantine Crete. From the 5th Century to the Venetian Conquest*, (Athens, 1989) & S. Borsari, *Il dominio veneziano a Creta nel XIII secolo*, (Naples, 1963) 256-261. 十三世紀のクレタに関するモノグラフの中では、ほとんど言及されない。ただし、本章註三にみるように十三世紀後半にについては僅かながら情報がある。
- ② A. E. Laiou, "Quelques observations sur l'économie et la société de Crète vénéitienne", in: *Bisanzio e l'Italia: raccolta di studi in memoria di Agostino Pertusi*, ed. A. Pertusi. (Milan, 1982) (repr. in: Laiou, *Conder*, chap. no. X), p. 195 (以下、Laiou, "quelques observation" と略)。
- ③ 史料はコルツィス家の反乱に協力した正教総司祭がヴェネツィアへの恭順を約束する年代不明の覚書であり、司祭らの保証人として俗人のゲオルキウス・イアリナと司祭コンスタンティヌス・サクリキの名前が記される。彼らの役割はクレタ総督と正教会の仲立ちにすぎず、彼らが既に政治指導者層の中に加わっていたことを示すものではない。Borsari, *op. cit.*, pp. 53, 143.
- ④ Laiou, "Quelques observation", p. 196.
- ⑤ イアリナ家とマザムルデイ家との間でのコレガンツァ契約のほか、サクリキ家と他のヴェネツィア系家門の間で結ばれたコレガンツァ契約も多く確認されてくる。Ibid., p. 196.
- ⑥ Ibid., p. 186. なお、ライウはこの点に関して、「彼ら」ギリシア系家門が農業生産品の売買において主要な役割を果たすことはなかった」と述べて、カンディアの経済圏におけるギリシア系家門の従属性を示唆する。
- ⑦ *Urkunden zur Aleren Handels- und Staatgeschichte der Republik Venedig mit Besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante*, ed. G. L. F. Tafel and G. M. Thomas, (Vienna, 1856; repr. Amsterdam, 1964), vol. 3, p. 382.
- ⑧ *Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420*, ed. S. McKee, 3 vols. (Washington, D. C., 1998) (以下、Wills と略), Will 54.
- ⑨ Laiou, "Quelques observation", p. 197.
- ⑩ H. G. Saradi, *Notai e Documenti greci dall'età di Giustiniano al XIX secolo*, vol. 1. *Il sistema notariale bizantino (VI-XV secolo)*, (Milan, 1999).
- ⑪ M. I. Manoussacas, "Ελληνικά νοταριακά έγγραφα 1374-1446 ανά τα Αττικά του αγγέλου του δουκάτου της Κορίνθου", *Θρησκευτικά*, 3 (1964). この史料は総督の言行録 acti の中に転写された契約文書である。文中に現れる八一名のうち、入植者は *Μεγαρελλός Πατριάκος* (家門番号 10・A に相当)) のみで、カトリックへの言及もない。
- ⑫ 拙稿「中世後期クレタにおける教会とコミュニティ」『史林』第八九巻第二号、二〇〇六年（以下、拙稿「教会とコミュニティ」とする）、七七—八〇頁。
- ⑬ たとえばギリシア人の依頼によって作成された遺言書の場合、形式はヴェネツィア都市法の規定に従いながらも、遺言内容は遺言執行人の指名やごく限られた家族への遺贈にとどめられる。したがって、ギリシア人によって書かれたラテン語の遺言書では、法行為としての詳細をうかがうことができない場合が多い。厳密には、遺言書の内容を

社会史研究の素材として利用するためには、裁判史料との比較から、遺言執行の過程を確かめる必要がある。このテーマについて、概説として以下の論考がある。E. Santschi, "Aspects de la justice en Crète vénitienne d'après les *memorari* du XIV<sup>e</sup> siècle", *Koyryūdō Kyōron*, 24 (1972).

⑭ *Wills*, Will 45. 以下では、正教会司祭 *papas* とは区別されて *presbyter* が使われているので、この語がカトリック教会の司祭を意味していることが分かる。 *presbyter* の用語法については、前掲拙稿「教会とローヌニタイ」八三―八四頁を見よ。

⑮ ミカエル・イアリナは一三四五年度に、元老院議員に選ばれてから、ヨハネスの遺言書が作成された一三四八年までに死去したのだろう。

⑯ *Ibid.*, Will 54. なお、McKee, *Uncommon*, p. 108f は、ヨハネスの遺言書のうち入植者とカトリック教会との関連性のあるもののみをとりあげる。

⑰ *Wills*, Will 178.

⑱ 本稿では、*de Venecie* と名乗る人物を、入植者とはアイデンティティの点で反別して考える。

⑲ 信心会がカトリック的な紐帯をもつ組織であったことは、前掲拙稿「一三三三年」の第三章第二節を見よ。

⑳ 十字軍に対して遺産を遺贈する傾向は、この時代の入植者家門出身者の遺言書に顕著にみられる。 *Wills*, Will 46, 48, 69, 78, 182, 188, 194, 205, 219, 221.

㉑ 一三七六年に作成されたヨハネス・イアリナの妻マリソリの遺言書。 *Ibid.*, Will 766.

⑳ 高田京比子「二三世紀前半におけるヴェネツィア都市法の変遷とその社会的背景」『西洋史学』第一九二号、一九九八年。

㉑ *Ibid.*, Will 175, 482. McKee, *Uncommon*, p. 112.

㉒ 元老院各議の中心は確認はできずが、大評議会の議席は確保している。

㉓ ヴェルギキは正教会司祭を輩出する家系である。 N. Z. Tsirpanlis, *Nea oroyeia gia tin exarchouatari oroyeia tis pevtoxorotoueng Koitng* (130s-170s a.), *aró avéxaroua Bevryūd ényqadqá, Ékkyriá*, 20 (1967).

㉔ *Wills*, Will 175. 前掲拙稿「教会とローヌニタイ」九八頁。

㉕ M. Georgopoulou, *The Meaning of the Architecture and the Urban Layout of Venetian Candia: Cultural Conflict and Interaction in the Late Middle Ages*, Ph. D. Dissertation, (University of California, 1992), pp. 226, 234.

㉖ *Wills*, Will 464.

㉗ *Ibid.*, Will 193.

㉘ カレルギ家は、三世紀の対ヴェネツィア反乱を主導したギリシア系家門である。反乱の経過については、S. Borsari, *op. cit.*, pp. 27-66 を見よ。

㉙ *Wills*, Will 16.

㉚ 前掲拙稿「一三三三年」四八一―五三頁。

㉛ M. O'Connell, *Venice outside the Lagoon. Politics and Local Administration in Fifteenth Century Venetian Crete*, Ph. D. dissertation, (Northwestern University, 2002), p. 115.

## おわりに

本稿における議論の出発点となったのは、政治指導者層をカトリックと規定し、ギリシア人を被支配者と規定するティリエの理論的枠組みであった。その妥当性を述べて、考察のまとめとしたい。まず、ティリエの理論的枠組みのうち、政治指導者層を大評議会議席保有者とする定義について、同時代の市政の政治決定過程に鑑みて修正を加えた。その結果、考察の対象は大評議会にとどまらず元老院・入植者議会の議席保有者を含む広範な政治指導者層に及ぶことになった。その結果を踏まえても、政治指導者層をカトリックと規定するような枠組みは、議会議席保有家門の一部においてはスミユルナ十字軍のごく短期間にわたって、社会史研究が大評議会の構造について指摘したような齟齬をきたしていた。その要因は、執政団体と入植者の間でスミユルナ十字軍期に共有されていたトルコ脅威論に同調する形で、市政へのギリシア系家門の関与が増大したことに求められる。ただし、その際には政治指導者層のアイデンティティを入植者でありカトリックと規定する枠組みには変更が加えられなかった。むしろ、ギリシア系家門が制度的に入植者のアイデンティティに同調する姿勢を見せたことで、政治指導者層を規定する枠組みと実態の間の乖離が市政を揺るがすような問題に発展することとはなかったのだと考えられる。しかし、こうしたギリシア系家門からのヴェネツィア支配に対する働きかけは、これらの家門の本質的なアイデンティティの変化を伴うものではなかったために、スミユルナ十字軍の終焉にともなつてトルコ脅威論が後退するとともに弱まっていった。その結果、一四世紀全般という長いタイムスパンをとって都市社会を見た時には、二つのエスニシティが混交することはなく、したがって既存の枠組みを総合するような新しいアイデンティティの創出に向かう流れも生じることはなかった。本稿では、議論の時間的範囲を一四世紀のみにとどめたが、一五世紀に入っても同様の状況は続いていたと考えられる。オスマン帝国の急速な拡大とそれに伴うコンスタティノーブルの陥落によって、トルコ脅威論は海外領土の政治と社会に重く暗い影を落としエスニシティ間の協力は一層重要な問題として意識され

るようになる。ただし、このときにヴェネツィアが主導して成立した合同教会は、ギリシア人の支持をうけることができずに宗教勢力としてはマイノリティにとどまった<sup>①</sup>。この局面においてもエスニシティ間の協力と宗派の混交ははっきりと区別され、前者は日常生活から市政の中核に至る政治・社会の様々な場面において一般化していたのに対して、後者に対してはエスニシティの宗教的要素ならびに宗派と密接に関連する形で規定される法・制度が合一化されることへのマイノリティ側からの拒絶がはっきりと確認される。クレタでは四百年、海外領土全体では六〇〇年の長きにわたる、多様なエスニシティの共存関係を成り立たせていたもののひとつは、政治指導者層の宗教心性・法・制度に対するマイノリティ（主にギリシア人）からの一時的かつインフォーマルなたちでの妥協やすり合わせであったのだろう。

このような、本稿の考察によって得られた結論は、もう少し広い歴史的文脈においても意味をもつものである。というのもカンディア市におけるネイションとエスニシティの関係は、バルカン・東地中海世界において必ずしも特殊なものではなかったと思われるからだ。たとえば、同時代のビザンツ帝国も、長期的にはギリシア語話者でありかつギリシア正教徒であることを核とするアイデンティティが強まる過程にあったが、その一方で、滅亡の岐路に立たされる帝国は絶えず外国勢力による協力を必要としており、その権力の動態や政治指導者層の実態をみた時には必ずしも単一のエスニシティに帰結することはなかった<sup>②</sup>。ここでも、政治指導者層を単一のエスニシティとして規定する概念は、実際の支配者層のエスニシティが複合的であるという現実から乖離していたが、そのような齟齬は解消されることはなく、政治的狀況に応じた一時的な妥協の繰り返しによって国制の枠組みが維持されていたと理解される。このような比較史的検討からは、一つの地域的特徴が浮かびあがってくるのではないだろうか。すなわち、バルカン・地中海世界では宗教的に多様なエスニシティが融合していくことはなく、また政治指導者層にかぎっても単一のネイションのもとに水平的に統合されていく歴史的過程をたどることはなかったのである。このような、流動性の高い複数のエスニシティに対してアド・ホックな関係をとり結ぶネイションの枠組みは、最終的にはヴェネツィアの海外領土とオスマン帝国という二つの広域秩序の枠組みの中

に発展的に継承されていたと考えられる。

① Ch. A. Maltzou, "The Historical and Social Context", in: *Literature and Society in Renaissance Crete*, ed. D. Holton, (Cambridge, 1991), p. 28.

② T. Koumouroύλου, *Βασιλεύς ή Οικονόμος: Πολιτική Εξουσία και Ιερότητα την Άλωση*, (Athens, 2007).

(京都大学文学研究科科目等履修生・ギリシア政府奨学金給付生)

表 1 入植者議会において委員に選出された家門

家門名	(1)	(2)
Gradonico	5(7)	22
Quirino	5(6)	21
Venerio	6(8)	14
Mudacio	4	13
De Molino	5(6)	11
Cornario	3(4)	11
Fradello	2(3)	10
Caravello	2	7
Dandolo	4(5)	6
Barbadico	2	6
Pantalo	1(3)	5
De Vigoncia	2	4
Borgognono	2	3
De Grimaldo	2	3
De Portu	2	3
Iustiniano	1(2)	2
Minoto	2	2
De Iordano	1	5
Cornario de V.	1	4
Thealdo	1	4
Baroci	1	3
<i>Iallina</i>	1	3
Marcello	1	3
Maçamano	1	2

家門名	(1)	(2)
Trunçane	1	2
Çane	1	1
Avonale	1	1
Basilio	1	1
Belli	1	1
Bolani	1	1
Bono	1	1
Caucho	1	1
Contareno	1	1
Corario	1	1
Cornario de domo maior	1	1
Cornario Vlachó	1	1
De Placentia	1	1
De Ripa	1	1
De Rogerio	1	1
Dedo	1	1
Faletro	1	1
Geno	1	1
Gisi	1	1
Gradonico de V.	1	1
<i>Plachena</i>	1	1
Ruçini de V.	1	1
Venetando	1	1
Ystrigo	1	1

- ① (1)は家門からの選出人数(推定される実数)を、(2)は選出された総回数を指す。この表では、総回数の多い順に家門をならべ、同じ場合には選出人数の多い順にならべてある。総回数も選出人数も同じ場合には、アルファベット順にならべた
- ② ギリシア系家門は、イタリックで示した(表2も同様)
- ③ 参照史料は、Duca di Candia: *Quaternus consiliorum 1340-1350*, ed. P. Vidulich-Ratti, (Venice, 1976); Archivio Stato di Venezia, Duca di Candia, B. 12. (表2も同様)
- ④ 個々の家門名については名簿によって綴り方に異同が生じているが、ここでは代表的な綴り方のみを示す(表2も同様)
- ⑤ de Venecie と名乗る家門については、de V. と略す(表2も同様)



表 2 元老院に議席を保有する家門

番号	家 門 名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	Gradonico	53(57)	16(17)	3(5)-2	19/23	A <sub>1</sub>
2	Mudacio	49(56)	9	3(4)-1	19/23	A <sub>2</sub>
3	De Molino	47(52)	17(19)	3(4)-1	19/23	A <sub>1</sub>
4	Quirino	46(55)	14(15)	4(5)-2	19/23	A <sub>1</sub>
5	Venerio	43(47)	13(15)	3-1	19/23	A <sub>1</sub>
6	Secreto	41(47)	14(15)	3(5)-1	19/23	A <sub>1</sub>
7	Dandulo	37(40)	13(14)	3-0	18/23	A <sub>1</sub>
8	Trivisano	36(44)	11	3-0	17(18)/22(23)	A <sub>1</sub>
9	Magno	36(43)	6(5)	3-1	19/23	A <sub>2</sub>
10	Bono	33(35)	7(8)	4-0	18/23	A <sub>2</sub>
11	Fradello	31(33)	9(10)	3-0(1)	18(19)/23	A <sub>2</sub>
12	Pascaligo	31(32)	4(5)	3-0	18/19	A <sub>2</sub>
13	De Canali	30(34)	7	3-0	17/23	A <sub>2</sub>
14	Geno	29(34)	12	4-0	17(18)/23	A <sub>1</sub> /A <sub>2</sub>
15	Gisi	27(31)	6(7)	2(4)-1	19/23	A <sub>2</sub>
16	Nani	27(30)	4	3-1	19/23	A <sub>2</sub>
17	Cornario de domo maior	27(30)	3(4)	2-0	18/23	A <sub>2</sub>
18	Barbadico	26(30)	9(10)	3-0	16(18)/22(23)	A <sub>1</sub> /A <sub>2</sub>
19	Iustiniano	24(29)	11	3(5)-0	16/17	A <sub>1</sub> /A <sub>2</sub>
20	Pantaleo	24(27)	6	3-0	17(18)/23	A <sub>2</sub>
21	Maçamano	24(25)	3	2-1	18(19)/23	A <sub>2</sub>
22	Cauco	23(26)	6	3-0	16(19)/23	A <sub>2</sub>
23	Cornario	22(23)	7	3-0	14(15)/16	A <sub>2</sub>
24	Barbo	21(28)	10(11)	0(1)-0	15/19	A <sub>1</sub>
25	<i>Ialina</i>	21(23)	6	2(3)-0	16/22	A <sub>2</sub>
26	Brogondiono	21(23)	5	1-0	17/23	A <sub>2</sub>
27	Marcello	20(26)	4	3-0	15(17)/21(22)	A <sub>2</sub>
28	Taiapetra	20(21)	5(6)	2(3)-0	16/22	A <sub>2</sub>
29	Corrario	18(20)	5	2-0	15/22	A <sub>2</sub> /C
30	Caravello	18(19)	4(5)	1-0	16/23	A <sub>2</sub> /C
31	Salamono	18(19)	3	2(3)-0	12/16	A <sub>2</sub> /C
32	Faletro	17(22)	9(10)	3-0	10(11)/22	A <sub>2</sub>
33	Paradiso	16(23)	7(8)	1(3)-0	16/23	A <sub>2</sub> /C
34	Mauroceno	16(18)	6(7)	2(3)-0	14/23	A <sub>2</sub> /C
35	De Grimaldo	16(17)	3	2-0	13(14)/18(19)	A <sub>2</sub>

番号	家 門 名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
36	Minoto	15(19)	3(4)	2(3)-0	13(15)/23	A <sub>2</sub> /C
37	Baroci	14	4	2-0	13/19	C
38	Grimani	13(21)	8(9)	3(5)-0	7(10)/15(16)	C
39	Delfino	13(20)	6(7)	2-0	12(13)/18(22)	C
40	De Vigoncia	13(15)	4	2(3)-0	11(12)/22	C
41	Quirino de V.	13(14)	5	1(2)-0	13/19	C
42	<i>Stadhi</i>	13(14)	2	2-0	12(13)/18(19)	C
43	Alberto	13	2	1-0	13/17	C
44	De Abbate	13	3	2-0	8/9	B <sub>2</sub>
45	Contareno	12(17)	8	2(3)-0	8(11)/20(23)	C
46	Moro	12(17)	6(7)	2(3)-0	12(15)/21(22)	C
47	Avonal	12(16)	7(8)	2-0	10(12)/13(15)	C
48	Greco	12(15)	2	1(2)-0	14(16)/18(19)	C
49	Basilio	12(14)	2	2-0	11(12)/19(20)	C
50	De Portu	12	2	1-0	11/18	C
51	Foscareno	11(13)	5	2(3)-0	8/20	C
52	Bragadino	11(13)	5	3-0	8(9)/19	C
53	De Rogerio	11(13)	2	2-0	9(10)/14	B <sub>1</sub>
54	Trunçane	11	3	2-0	10/13	B <sub>1</sub>
55	Emo	11	2	2-0	11/14	B <sub>1</sub>
56	Dono	10(11)	5	2-0	8(9)/18	C
57	Ruçini	9(17)	5	1(2)-0	9(14)/22	C
58	Michael	9(14)	8	2-0	8(10)/22	C
59	Mocenigo	9(14)	5(7)	2(3)-0	8(11)/17(23)	C
60	Grioni	9(10)	4	2-0	6(7)/21	C
61	De Riço	9	4	2-0	6 /12	C
62	Habramo	9	4	2-0	6/14	B <sub>2</sub>
63	Çane	8(12)	7	1-0	6(8)/22	C
64	Baffo	8(11)	3(4)	2-0	7(8)/12	B <sub>1</sub>
65	<i>Poltrono</i>	8	1	1-0	9/10	B <sub>1</sub>
66	Lando	7(11)	4	1-0	7(10)/16(23)	C
67	Calbo	7(9)	3	1-0	7(9)/17	C
68	Paulo	7(8)	2	1-0	7(8)/13(14)	C
69	Goro	7	7	1-0	7/9	B <sub>1</sub>
70	Beto	6(8)	3	2-0	4(5)/21	C
71	De Iordano	6(7)	3	2-0	4(5)/7(8)	C

中世後期クレタの政治指導者層におけるギリシア系家門（高田）

番号	家 門 名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
72	Bolani	5(11)	7	2-0	4(10)/17(18)	C/D
73	Lauredano	5(9)	4(5)	1(2)-0	5(8)/9(13)	B <sub>2</sub> /C
74	Cornario de V.	5(8)	6	1(2)-0	5(6)/18(22)	C
75	De Cressentio	5(6)	3	2-0	4(5)/13	B <sub>2</sub> /D
76	De Lago	5(6)	3	1-0	5(6)/14	B <sub>2</sub> /D
77	Georgio	5(6)	3	1-0	4(6)/10	B <sub>2</sub>
78	Ystorigo	5(6)	3	1-0	6(7)/14(17)	C/D
79	Sanuto	4(7)	3	2-0	3(5)/3(8)	B <sub>2</sub> /D
80	Griti	4(6)	2(3)	1-0	4(5)/8(9)	D
81	Baldu	4(5)	1	1-0	4(5)/11(12)	B <sub>2</sub> /D
82	Tedaldo	4(5)	1	1-0	4(5)/7(8)	D
83	De Lege	4	2	1-0	4/8	D
84	Piçamano	4	2	1-0	4/15	D
85	Beaqua	4	1	1-0	4/7	D
86	Foscolo	4	1	1-0	4/6	D
87	Contareno de V.	3(5)	3	1-0	8(11)/21(23)	B <sub>2</sub> /D
88	Darmario	3(5)	3	2-0	2(4)/14	B <sub>1</sub>
89	Manolesso	3(5)	3	1-0	3(5)/3(15)	D
90	Truno de V.	3(5)	2(3)	1-0	3/11	B <sub>2</sub> /D
91	De Medio	3(4)	2	1-0	3(4)/16(21)	D
92	<i>Saclich</i>	3(4)	1	1-0	3(4)/3(4)	D
93	Acotanto	3	3	1-0	3/7	D
94	De Ragusio	3	3	2-1	2/2	D
95	Mudacio Bicho	3	2	1-0	3/21	D
96	Pisani	3	2	2-0	2/12	D
97	Romano	3	2	1-0	3/9	D
98	Truno	3	2	1-0	3/13	D
99	Cavatorta	3	1	1-0	3/3	D
100	Gradonico de V.	3	1	1-0	3/3	D
101	De Molino	2(4)	3	1-0	2(4)/2(10)	D
102	Geno de V.	2(4)	3	1-0	2(4)/2(13)	D
103	Minio	2(3)	3	1-0	2(3)/3(10)	D
104	Belli	2(3)	2	1-0	2(3)/3(4)	D
105	Bredani	2(3)	2	1-0	1(2)/1(2)	D
106	Mauroceno de V.	2(4)	2	1-0	2(4)/7(21)	D
107	Eriço	2(3)	1(2)	1-0	2(3)/6(8)	D

番号	家 門 名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
109	Busenago	2(3)	1	2-0	2(3)/2(3)	D
108	Vendelino	2(3)	1	1-0	2(3)/3(4)	D
110	Bono de V.	2	1	1-0	2/2	D
111	<i>Caliva</i>	2	1	2-0	2/2	D
112	De Boccolis	2	1	1-0	2/4	D
113	Diedo	2	1	1-0	2/2	D
114	Natalis	2	1	1-0	2/2	D
115	<i>Plachena</i>	2	1	1-0	2/3	D
116	Sanuto de V.	2	2	1-0	2/2	D
117	Venetando	2	2	1-0	2/8	D
118	Vitari	2	1	1-0	2/5	D
119	Dodo	1(5)	3(4)	1(2)-0	1(3)/1(7)	D
120	Venerio de V.	1(3)	3	1-0	1(2)/1(5)	D
121	Superantio	1(3)	1	1-0	1(3)/1(4)	D
122	De Gradu	1(2)	2	1-0	1(2)/1(18)	D
123	Rosso	1(2)	2	1-0	1(2)/1(3)	D
124	Siligardo	1(2)	1(2)	1(2)-0	2/5	D
125	Boldu	1(2)	1	1-0	1(2)/1(10)	D
127	Dele Bocole	1(2)	1	1-0	1(2)/1(2)	D
126	De Mari	1(2)	1	1-0	1(2)/1(2)	D
128	Babilonio	1	1	1-0	1/1	D
129	Baduario de V.	1	1	1-0	1/1	D
130	Balbi	1	1	1-0	1/1	D
131	Balbi de V.	1	1	1-0	1/1	D
132	Barastro	1	1	1-0	1/1	D
133	Çane de V.	1	1	1-0	1/1	D
134	Caroso	1	1	1-0	1/1	D
135	Cataneo	1	1	1-0	1/1	D
136	De Moço	1	1	1-0	1/1	D
137	De Vlaco	1	1	1-0	1/1	D
138	Delphyno de V.	1	1	1-0	1/1	D
139	Geço	1	1	1-0	1/1	D
140	Gisi de V.	1	1	1-0	1/1	D
141	Iusto	1	1	1-0	1/1	D
142	Malipiero	1	1	1-0	1/1	D
143	Miani	1	1	1-0	1/1	D

中世後期クレタの政治指導者層におけるギリシア系家門（高田）

番号	家 門 名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
144	Mocenigo de V.	1	1	1-0	1/1	D
145	Moro de V.	1	1	1-0	1/1	D
146	Pisani de V.	1	1	1-0	1/1	D
147	Romano de V.	1	1	1-0	1/1	D
148	Saxo	1	1	1-0	1/1	D
149	Symeon	1	1	1-0	1/1	D
150	Trivisano de V.	1	1	1-0	1/1	D
151	Vielino	1	1	1-0	1/1	D
152	Vido	1	1	1-0	1/1	D
153	Baduario	0(2)	0(2)	0(1)-0	0(2)/0(2)	D
154	Permarino	0(2)	0(2)	0(2)-0	0(1)/1	D
155	Viadro	0(2)	0(1)	0(1)-0	0(2)/0(5)	D
156	Barobo de V.	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
157	Bolani de V.	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
158	Botassio	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
159	Briosso	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
161	Dale Dolce	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
160	De La Fontana	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
162	De Legge de V.	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
163	Lando de V.	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D
164	Pertegono	0(1)	0(1)	0(1)-0	0(1)/0(1)	D

- ① (1)は総選出回数, (2)は家門からの選出人数(推定される実数), (3)は年毎に家門から選出された人数, (4)は選出期間(選出が確認できる年度の総数/連続・断続を問わず, 初めて選出された年度から, 最終的に選出されなくなる年度あるいは名簿の最終年にあたる1363年までの期間)を, (5)は(1)(2)(3)(4)に基づいて分類された家門のカテゴリを表す。また, 名前が消されている場合, 家門名や名前が判別できない場合, 同一人物を別人物として数えてしまう可能性を考慮して, 最小値を実数で示し, 最大値を括弧内の数字で示している
- ② 家門の記載方法については, (1), (2)の順にそれぞれの最小値が大きい順とし, 同数の場合は最大値の大きい方をより番号の若いほうにまとめた。これらの値が全て同数になる場合は場合は, 家門名のアルファベット順にならべている

Οι Ελληνικές Οικογένειες στην Πολιτική Αρχηγεία της Κρήτης  
κατά την Περίοδο των Σταυροφοριών της Σμύρνης στα Τέλη του Μεσαίωνα  
(1330-1350)

του

TAKADA Ryota

Ένα από τα πιο σημαντικά θέματα στις μελέτες των μεσαιωνικών εθνοτήτων είναι η συμπεριφορά και οι τακτικές της πολιτικής αρχηγείας. Γενικά, όταν διαφορετικές εθνικές ομάδες συνυπήρχαν, οι πολιτικοί αρχηγοί τους συνδέονταν με τα δεσμά του γάμου και προσέγγιζαν τους νόμους και τη γλώσσα ο ένας του άλλου. Με αυτόν τον τρόπο, αποσκοπούσαν στη δημιουργία κοινών θεμελίων της ανανεωμένης ταυτότητάς τους, η οποία συχνά θεωρείται η προέλευση του σύγχρονου έθνους. Αυτή η εντύπωση, όμως, μπορεί να υιοθετηθεί μόνο στη βορειοδυτική Ευρώπη, όπου κυριαρχούσε η ρωμαιοκαθολική εκκλησία η οποία αποτέλεσε μια κοινή βάση που προετοίμασε τη σταθεροποίηση της πολιτικής αρχηγείας. Αυτή η άποψη γίνεται ξεκάθαρη μετά από εξέταση της κατάστασης και των συνθηκών των εθνικών ομάδων στα Βαλκάνια ή στην ανατολική Μεσόγειο.

Σκοπός μου είναι να προτείνω μια λύση για το πρόβλημα των προηγούμενων μελετών σχετικά με τους πολιτικούς ηγέτες στον Χάνδακα, την πρωτεύουσα της Κρήτης, η οποία πέρασε στον έλεγχο της Βενετίας μετά την πτώση της Βυζαντινής αυτοκρατορίας το 1204. Σε αυτή την πόλη βασίστηκε η βενετική ναυτική ηγεμονία με αποτέλεσμα την ανάπτυξή της σε ένα από τα πιο σημαντικά λιμάνια της ανατολικής Μεσογείου. Επιπλέον, η πόλη του Χάνδακα μπορεί ακόμα να αντιπροσωπεύσει το φαινόμενο της συνύπαρξη των Βενετών φεουδαρχών (οι φεουδ-άρχες, που από εδώ και πέρα τους καλώ ως feudatarii) με τους Έλληνες στα Βαλκάνια και την Ανατολική Μεσόγειο. Υπάρχουν πολλές πηγές στις οποίες γίνεται κατανοητός ο τρόπος της συνύπαρξης αυτής.

Υπάρχουν δύο απόψεις σχετικά με τις εθνότητες στον Χάνδακα. Μια από αυτές είναι το πρότυπο απόκλισης του F. Thiriet, ο οποίος θεώρησε ότι οι feudatarii ήταν η πολιτική αρχηγεία και οι Έλληνες ήταν οι υπήκοοι. Σύμφωνα με τη θεωρία του οι δύο ομάδες δεν αφομοιώθηκαν. Από την άλλη πλευρά, η S. McKee δίνει έμφαση στην αφομοίωση των εθνοτήτων στην έρευνά της πάνω στην κοινωνία του Χάνδακα. Ο λόγος της επιμονής της βασίζεται σε τρία γεγονότα. 1. Μερικές Ελληνικές οικογένειες παρακολουθούσαν το consilium maius (το Μεγάλο Συμβούλιο). 2. Υπάρχουν μερι-

κά παραδείγματα γάμου μεταξύ feudatarii και Ελληνικών οικογενειών. 3. Κάποια μέλη αυτών των οικογενειών άφησαν διαθήκες που αναφέρονται και στη Ρωμαιοκαθολική εκκλησία και στην Ελληνική Ορθόδοξη εκκλησία. Αυτές οι ενδείξεις της McKee μας κάνουν να θεωρήσουμε ότι οι εθνικές ομάδες στον Χάνδακα ήταν επίσης στο στάδιο αφομοίωσης όπως και στη βορειοδυτική Ευρώπη (ειδικότερα, οι Έλληνες ως μειονότητα έχουν συνείδηση αφομοίωσης με τους feudatarii), όμως πρέπει να παρατηρήσουμε ότι αυτές οι ενδείξεις περιορίστηκαν μόνο στην περίοδο της σταυροφορίας της Σμύρνης, από τη δεκαετία του 1330 μέχρι τη δεκαετία του 1350. Σε αυτό το άρθρο, διευκρινίζω ότι αυτές οι ενδείξεις είναι πολύ περιορισμένες.

Καταρχάς, επανεξέτασα το πολιτικό σύστημα. Οι Thiriet και McKee υποθέτουν ότι το maior consilium πρέπει να καθορίζει την κλάση της πολιτικής αρχηγείας, όμως προηγούμενες μελέτες υποδεικνύουν την αστάθεια του consilium maior στη δημοτική κυβέρνηση, στον Χάνδακα, στα μέσα του 14ου αιώνα. Σε αυτό το άρθρο ανέλυσα τη διαδικασία των πολιτικών αποφάσεων των μέτρων υποστήριξης προς τη σταυροφορία της Σμύρνης και διαπίστωσα ότι το concilium rogatorum (η Γερουσία) και το concilium feudatorum (το Συμβούλιο των Φεουδαρχών) πήραν την πρωτοβουλία και ο ρόλος του consilium maior ήταν κατώτερος των άλλων συμβουλίων. Έτσι, η πολιτική αρχηγεία του Χάνδακα πρέπει να οριστεί ως μια ομάδα ατόμων που έλαβαν μέρος σε ένα από αυτά τα συμβούλια.

Όσον αφορά την πολιτική δύναμη των ελληνικών οικογενειών, διαπίστωσα ότι δε συμμετείχαν στα συμβούλια ως οικογένειες αλλά μπορούσαν να συμμετέχουν στη δημοτική κυβέρνηση ως άτομα. Έπειτα, ανέλυσα τη θέση που κατείχαν οι Έλληνες στην εξουσία της δημοτικής κυβέρνησης του Χάνδακα και διαπίστωσα ότι δούλευαν κυρίως ως ακτοφυλακή, γεγονός που συνδέθηκε στενά με τα αντιτουρκικά μέτρα αυτής της εποχής. Επομένως, θα πρέπει να υποδείξω ότι οι Έλληνες συμμετείχαν στη δημοτική κυβέρνηση προσωρινά και η συμμετοχή τους δε σημαίνει ότι βρίσκονταν σε διαδικασία αφομοίωσης με τους feudatarii.

Η προσωρινότητα της σχέσης ανάμεσα σε Έλληνες και feudatarii φαίνεται στις διαθήκες μελών των ελληνικών οικογενειών, αν και η McKee τις παρουσιάζει ως ενδείξεις αφομοίωσης. Συγκεκριμένα, μόνο άνδρες που ήταν συγγενείς κάποιου κατόχου έδρας του συμβουλίου και γυναίκες που ήταν παντρεμένες με τους feudatarii άφησαν διαθήκες, οι οποίες αναφέρονται και στη Ρωμαιοκαθολική εκκλησία και στην Ελληνική Ορθόδοξη εκκλησία. Μόνο σε περιπτώσεις που κάποια «πολιτική» σχέση λάμβανε χώρα στην περίοδο της σταυροφορίας της Σμύρνης, μέλη ελληνικών οικογενειών κατάφεραν να πλησιάσουν τη θρησκευτική νοοτροπία και κοινωνικότητα των feudatarii, διατηρώντας, παρόλα αυτά, την ταυτότητά τους ως Ορθόδοξοι Χριστιανοί.

Καταλήγωντας, στον Χάνδακα, αν και υπήρξε πολιτική αρχηγεία πλειοψηφίας εθνοτήτων, η αφομοίωση τους δεν έλαβε χώρα. Η σταθερότητα των εθνοτικών ομάδων

διατηρήθηκε από την χρονική και άτυπη προσέγγιση του νόμου, των θεσμών, της γλώσσας και ιδιαίτερα της θρησκευτικής νοοτροπίας, που είναι η βάση των άλλων στοιχείων των εθνών. Η περίπτωση του Χάνδακα αποτελεί χαρακτηριστικό παράδειγμα εθνοτήτων που δεν αφομοιώθηκαν στα Βαλκάνια και στην ανατολική Μεσόγειο, σε αντίθεση με τη βορειοδυτική Ευρώπη.